

# 県産品販路拡大支援事業

県産品の製造事業者を対象とした商品開発や展示会出展に要する経費の一部を補助することによって、地域資源を活用した製品の高付加価値化及び販路拡大に資する取組を支援します。

事業の区分	補助限度額	事業内容	補助対象経費
(ア) 商品開発・ テストマー ケティング 事業	上限：100万円 下限：25万円  予算：5,000万円	新たな商品開発やその開発した商品のテストマーケティングに要する経費に対して補助金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発費：新商品開発に伴うパッケージデザインや試作開発等の経費</li> <li>委託・外注費：外注加工、市場調査、商品検査等の業務</li> <li>借料・展示会等出展費：事業の実施期間中に開発した新商品テストマーケティングに係る会場借料、県内外展示会出展料・什器費・装飾費</li> <li>広報費：事業の実施期間中に開発した新商品に係るパンフレット・チラシ等宣伝材料作成費、デジタル広告・新聞・雑誌等による宣伝広告費</li> </ul>
(イ) 国内展示会 出展事業	上限：25万円 下限：10万円  予算：1,000万円	国内展示会等（県内を除く。）の出展に要する経費に対して補助金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示会等出展費：国内（県外に限る。）展示会等の出展料・什器費・装飾費</li> <li>広報費：パンフレット・チラシ等宣伝材料作成費、デジタル広告・新聞・雑誌等による宣伝広告費</li> </ul>
(ウ) 海外展示会 出展事業	上限：30万円 下限：10万円  予算：900万円	海外展示会等の出展に要する経費に対して補助金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示会等出展費：海外展示会等の出展料・什器費・装飾費・展示物等輸送費（倉庫保管料及び保険料を含む。）</li> <li>広報費：パンフレット・チラシ等宣伝材料作成費、デジタル広告・新聞・雑誌等による宣伝広告費</li> <li>通訳・翻訳費：海外展示会における通訳費、海外展示会で使用する広報に係る翻訳費</li> <li>海外渡航費：海外展示会出展料の負担を伴う役職員の航空賃及び宿泊費</li> </ul>

※応募審査時に対象外経費が発生し、補助金額が下限を下回った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。  
※（ア）、（イ）、（ウ）に重複して申請することは可能です。

## 申請受付期間

令和8年2月6日（金）10:00～

受付期間を延長しました

※ただし、予算上限に達しそうな場合、予告なく終了する場合があります。

補助率

1/2

以内

## 申請の流れ



※書類不備の場合、受付できませんので、必要書類が揃っているかチェックリストで確認した上で申請してください。ただし、再申請時には予算額に達して、受付できない場合もあります。

※申請受付は応募フォーム（<https://www.okachu.or.jp/kensanpin-2/>）のみとなります。

※裏面もご確認ください

## 事業の実施期間

令和8年2月1日（日）～令和9年1月31日（日）まで

※期限までに納入・支払の完了しないものは対象となりません。

## 補助対象事業者の共通要件

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号に定める法人（企業組合、協同組合等）であって、岡山県内に主な事業所を有し、次のいずれかの基準を満たす加工食品及び非食品の製造事業者

- ①岡山県内において製造又は加工の最終段階が行われていること
- ②岡山県外において製造又は加工の最終段階が行われているものにあつては、当該商品において重要な部分を占める原材料が岡山県産であること
- ③上記以外の商品であつて、岡山県のイメージアップ及び知名度向上等に資すると岡山県知事が認めたもの

※ただし、機械系ものづくりの製造品（石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具及び輸送用機械器具）を除く。

## 補助対象とならない経費

- ・ 補助事業の目的に合致しないもの
- ・ 必要な経理書類（見積書・相見積書・発注書又は契約書・請求書・銀行振込控・出展報告書等）を用意できないもの
- ・ 令和8年1月31日以前に発注・契約、購入及び支払い（前金払含む。）等を実施したもの  
※令和8年2月1日以降の支出であっても、上記必要な経理書類が整わない場合は対象外
- ・ 現金、手形、小切手及びファクタリング（債権譲渡）による支払等
- ・ 各種手数料（振込手数料等）
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税、国際観光旅客税を含む。）
- ・ 申請に要する経費
- ・ 補助事業の実施に係る自社の人件費
- ・ 支払利息及び遅延損害金
- ・ 社内の役員・従業員や代表者・役員の親族（3親等以内）へ発注しているもの、あるいは代表者・役員の親族（3親等以内）が代表又は役員に就いている事業者へ発注しているもの。財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社へ発注しているもの
- ・ 機械設備、建物、構築物の購入等に要する経費
- ・ 国、県、市町村、公的・民間団体から交付される他の補助金が充当されている経費
- ・ 他の県事業により展示会に出展する場合、当該展示会に係る経費
- ・ 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費  
※補助対象経費に該当するものであつても、審査により減額査定することがあります。

## お問い合わせ先

岡山県中小企業団体中央会 県産品販路拡大支援事業受付係

TEL：086-224-2245（平日：9:00～12:00、13:00～17:00）

✉ Mail：kensanpin2@okachu.or.jp

URL：https://www.okachu.or.jp/kensanpin-2/

専用サイト二次元コード

